

笠間市告示第 8 1 9 号

平成 2 5 年第 4 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 平成 2 5 年 1 2 月 3 日 (火)

2 場 所 笠間市議会議場

平成25年第4回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
1 2 月 3 日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔議案質疑通告締切（午前中）〕 〔一般質問通告締切（午前中）〕
1 2 月 4 日	水	休 会	議案調査
1 2 月 5 日	木	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会開催〕
1 2 月 6 日	金	休 会	議事整理
1 2 月 7 日	土	休 会	
1 2 月 8 日	日	休 会	
1 2 月 9 日	月	休 会	議事整理
1 2 月 1 0 日	火	休 会	常任委員会（総務・土木建設）
1 2 月 1 1 日	水	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
1 2 月 1 2 日	木	休 会	議事整理
1 2 月 1 3 日	金	休 会	議事整理
1 2 月 1 4 日	土	休 会	
1 2 月 1 5 日	日	休 会	
1 2 月 1 6 日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
1 2 月 1 7 日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切〕
1 2 月 1 8 日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
1 2 月 1 9 日	木	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会 〔全員協議会〕

平成25年第4回  
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成25年12月3日 午前10時00分開会

出席議員

議長	24番	小菌江	一三	君
副議長	9番	藤枝	浩	君
	1番	畑岡	洋二	君
	2番	橋本	良一	君
	3番	小磯	節子	君
	4番	飯田	正憲	君
	5番	石田	安夫	君
	6番	鹿志村	清一	君
	7番	蛭澤	幸一	君
	8番	野口	圓	君
	10番	鈴木	裕士	君
	11番	鈴木	貞夫	君
	12番	西山	猛	君
	13番	石松	俊雄	君
	14番	海老澤	勝	君
	15番	萩原	瑞子	君
	16番	中澤	猛	君
	18番	横倉	きん	君
	19番	町田	征久	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市長 山口伸樹君

副市長	久須美 忍 君
教育長	飯島 勇 君
市長公室長	深澤 悌二 君
総務部長	阿久津 英治 君
市民生活部長	小坂 浩 君
福祉部長	小松崎 栄一 君
保健衛生部長	安見 和行 君
産業経済部長	神保 一徳 君
都市建設部長	竹川 洋一 君
上下水道部長	藤田 幸孝 君
市立病院事務局長	打越 勝利 君
教育次長	塙 栄 君
消防長	小森 清 君
会計管理者	高安 行男 君
笠間支所長	飯村 茂 君
岩間支所長	海老沢 耕市 君

---

#### 出席議会事務局職員

議会事務局長	伊勢山 正
議会事務局次長	石上 節子
次長補佐	飛田 信一
係長	瀧本 新一

---

#### 議事日程第1号

平成25年12月3日（火曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

- 日程第5 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて  
(損害賠償の額を定め和解することについて)  
報告第8号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度笠間市一般会計補正予算(第4号))
- 日程第6 議案第81号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第82号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第83号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第84号 笠間市公共下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第85号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第86号 笠間市鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例について
- 日程第12 議案第87号 字の区域の変更について
- 日程第13 議案第88号 指定管理者の指定について(笠間市いこいの家「はなさか」)
- 日程第14 議案第89号 工事請負契約の変更について(笠間支所改修工事)
- 日程第15 議案第90号 平成25年度笠間市一般会計補正予算(第5号)  
議案第91号 平成25年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第92号 平成25年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第93号 平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第94号 平成25年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第95号 平成25年度笠間市立病院事業会計補正予算(第2号)  
議案第96号 平成25年度笠間市水道事業会計補正予算(第3号)

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて  
諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて  
諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて  
諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第5 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて  
(損害賠償の額を定め和解することについて)  
報告第8号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度笠間市一般会計補正予算(第4号))
- 日程第6 議案第81号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第82号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

- 日程第8 議案第83号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議案第84号 笠間市公共下水道条例等の一部を改正する条例について  
日程第10 議案第85号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について  
日程第11 議案第86号 笠間市鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例について  
日程第12 議案第87号 字の区域の変更について  
日程第13 議案第88号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）  
日程第14 議案第89号 工事請負契約の変更について（笠間支所改修工事）  
日程第15 議案第90号 平成25年度笠間市一般会計補正予算（第5号）  
議案第91号 平成25年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第92号 平成25年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第93号 平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第94号 平成25年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第95号 平成25年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）  
議案第96号 平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 

午前10時00分開会

#### 開会の宣告

○議長（小園江一三君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局の職員の出席者は、お手元に配付した資料のとおりであります。

---

#### 市長挨拶

○議長（小園江一三君） ここで、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 平成25年第4回笠間市議会定例会の開催に当たりまして、ご挨拶とご報告を申し上げます。

議員各位には公私ともご多忙のところ、定例会に出席を賜り、お礼を申し上げたいと思います。

まず初めに、最近の経済情勢でございますが、昨年12月の安倍政権発足以降、デフレ脱却や経済成長を目指す各種政策の効果が見られる中で、個人消費や設備投資の増加傾向が続いており、景気は緩やかに回復しつつあります。また、来年4月からの消費税率引き上げに伴う駆け込み需要も見込まれることから、景気回復の動きがさらに進むものと期待をされております。

その一方で、消費税増税は低所得者層への負担となることなど、経済回復への重しになることが懸念されており、景気の後退が危ぶまれております。

このような状況の中、政府は消費税増税に備えた5兆円規模の経済対策を柱とする、13年度補正予算を今月中旬をめどに閣議決定すると報道がされております。

この補正予算には、震災被災地の災害復旧対策、消費税増税に伴う低所得者対策、学校の耐震化や道路などの老朽化対策など、本市にかかわる予算も盛り込まれるとされておりますので、年度末に向け、これらを見越した円滑な業務が推進できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定いたしました。開催による国内経済の波及効果は非常に大きく、その額は約3兆円から最大150兆円とする見方も出ております。

本市におきましても「開催地、東京に近い」という地の利を生かし、オリンピック・パラリンピックに貢献できる事業、または世界各国から観戦に訪れる方々を導くための、観光面での事業などを期待できないか、県や近隣自治体との連携を見据えながら検討するとともに、これまでの経過の中で本市と交流のあった国々に対し、協力の呼びかけを大使館を通じて積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、本市における現在の市政運営について、ご報告をさせていただきます。

初めに、笠間支所及び教育委員会庁舎の整備についてでございますが、笠間支所につきましては行幸町旧法務局庁舎への移転のため、来年3月24日の事務開始を目指し改修工事を進めているところでございます。事務開始の前に内覧会を含めた開所式を、来年3月16日に開催したいと考えております。

議員各位にもご出席を賜りたく、後日、改めてご案内を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

なお、現在の仮設庁舎につきましては、地域福祉の向上を図るため、社会福祉協議会及びシルバー人材センターが来年4月から使用することで調整を進めているところでございます。

また、笠間支所と同様に、現在、仮設庁舎により業務を行っている教育委員会庁舎につきましては、平成27年度からの新庁舎開設を目指し、現在、実施設計業務を発注したところであり、来年度、建設工事に着手する予定になっております。

次に、小中学校の適正配置についてでございますが、小学校及び中学校それぞれに笠間

市立小中学校統合準備委員会を組織し、去る7月9日に第1回目の統合準備委員会が小中合同で開催され、円滑な統合に向けて具体的な協議がスタートをいたしました。

各委員会は、統合関係校の保護者、教員、地域の代表者等で構成され、小学校統合準備委員会は33名、中学校統合準備委員会は16名で組織をしております。

現在、準備委員会の中に総務・通学部会、教育部会、PTA部会を設け、平成27年4月の統合に向けて、制服学用品等の統一、スクールバスの運行、閉校に伴う事業や子供たちの心のケア・交流事業に関する事など、統合を推進するために必要な事項・課題について検討を進めているところでございます。

また、小学校統合に伴い放課後児童クラブの統合も実施してまいりますが、統合による児童クラブの規模拡大及び児童福祉法の改正により、平成27年度からは児童クラブの受け入れ対象が小学6年生まで拡大されることから、現在の笠間小児童クラブの施設では対応できなくなるため、新たな施設整備が必要となってまいります。

このため、規模や設置場所について検討を行い、新たな児童クラブの適切な運営が円滑に図られるよう取り組んでまいります。

次に、笠間市子ども・子育て会議についてでございますが、子育て支援給付など、子供及び養育者に必要な援助を行い、子供が健やかに成長することを目的とした子ども・子育て支援法が昨年8月に成立いたしました。

本市ではこれを受け、支援施策等を調査し審議するため学識経験者や教育・保育関係者、そして保護者など20名で構成する笠間市子ども・子育て会議を発足させ、去る11月7日に第1回目の会議を開催し、笠間市における子ども・子育て支援の具体的な協議をスタートいたしました。

この会議は全国的な核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待の深刻化など、子育て家庭や子供の育ちをめぐる環境が変化してきている中、子育て家庭における幼児期の学校教育・保育や、子育て支援のニーズを十分に把握して、笠間市子ども・子育て支援事業計画を来年度までに策定することを目的としております。

この計画に基づき、新しい制度での認定こども園や放課後児童クラブの整備など、本市の実情に応じた、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供できるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、工場立地法に基づく緑地率等の緩和についてでございます。第2次地域主権改革一括法による工場立地法の一部改正に伴い、緑地率等に関する準則の策定に係る権限が全ての市に移譲されることになりました。これにより、本市におきましても茨城中央工業団地（笠間地区）などへの企業誘致や既存工場等の新增築など、産業の振興と雇用の維持・創出を図るため、緑地率等を緩和する条例の制定を検討しております。

緑地率等の緩和により、今まで緑地として保全すべき土地の有効活用が図られることから、新たな企業立地等の促進が期待をされます。



現在、条例案がまとまり、12月10日から来年1月10日までの期間でパブリックコメントを実施し、その後、例規審査等を経て、平成26年第1回議会定例会に本条例を上程する予定としておりますので、ご審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、最近の本市の企業立地状況でございますが、本年7月に金属機械製造工場の大一機材工業株式会社が安居地区において、9月には物流施設のいばらきコープ生活協同組合が石井地区に、レンタルタオル等クリーニング工場の株式会社ヴィオーラが旭町地区において操業を開始したところでございます。

また、物流施設の輪島屋鮮冷株式会社が押辺地区において、年度内の完成に向け現在建設中であり、さらに野菜類のカット・梱包工場の株式会社せきが旭町地区に用地を取得し、開発行為の許可申請を行ったところでございます。

工場・物流施設以外でも、自動車販売の株式会社フジカーズジャパンが旭町地区において営業を開始しており、その隣接地には、小売店舗及び自社倉庫として株式会社トライアルカンパニーが現在造成工事を行っております。

これら新たに進出する企業が取得した面積の合計は約13.8ヘクタールとなっております。今後も茨城中央工業団地（笠間地区）を初め、市内への積極的な企業誘致を推進してまいりたいと考えております。

次に、健康都市かさまの推進関連事業についてでございます。

初めに、いばらきヘルスロードについてでございますが、現在、本市には5カ所のヘルスロードが指定されておりますが、このたび市民からの提案1カ所、及び市からの提案3カ所を新たなヘルスロードとして10月に県へ申請したところであり、今年度中に新たな指定の可否が決定される予定となっております。

現在までのヘルスロードは、いずれも郊外に指定されているコースでありましたが、今回申請したヘルスロードは、市民が身近に利用できるよう市街地部のコースを設定いたしました。ウォーキングをすることで、運動を継続して行う方の割合をふやし、運動習慣の定着を目指した健康づくりの一つとして推進してまいりたいと考えております。

次に、笠間市ヘルスリーダーの会が担当し、平成18年4月より「広報かさま」のかさま食彩コーナーに掲載している料理のレシピを活用し、常磐大学健康栄養科やかさまの栗つたえ隊の方々の協力を得て、地域の食材を使った「料理レシピ本」を現在作成しているところでございます。来年2月ごろまでに完成させ、一般の方々にも有料で販売する予定で進めております。

笠間市健康づくり計画の施策にあります食育の推進を、笠間市の特色を生かしたレシピという具体的な形にして、食の大切さを発信してまいりたいと考えております。

次に、かさま陶芸の里ハーフマラソン大会についてでございますが、ことしからハーフマラソンの部を新たに設け、日本陸上競技連盟公認コースとして今年15日に開催をいたします。

既に出場選手の申し込みは終了しており、ハーフマラソンの部には2,309名を含め、市内外から総勢4,886名の選手がエントリーをいたしております。

また、ゲストランナーとしては、本市出身で競歩のオリンピック選手、川崎真裕美さんをお迎えし盛会に開催したいと考えております。

なお、大会当日は、芸術の森公園を中心に笠間市街地から友部駅北地区までの広範囲にわたり交通規制が行われますので、該当地区の皆様を初め、多くの方々にご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いいたすところでございます。

次に、提出議案等についてご説明を申し上げます。

今回は、法令等に基づく報告事項及び専決処分の承認を求めることについてなどの報告案件が3件、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについての諮問案件が4件、笠間市税条例の一部を改正する条例についてを初めとする提出議案が16件となっております。

今回の補正予算関係の議案等につきまして申し上げますと、さきに専決処分しました平成25年度一般会計補正予算（第4号）の報告のほか、平成25年度笠間市一般会計補正予算（第5号）を初めとする7会計の補正予算案を上程するものであります。

一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、歳入におきましては、歳出関連の国県支出金や繰入金、市債などを補正するものであり、また歳出におきましてその主なものを申し上げますと、地域クラウドモデル構築事業に係る経費として5,300万円の増額、サービス利用者の増加による障害者自立支援給付費4,080万円や保育所の入所児童数の増加による保育所入所負担金3,152万円の増額、国庫補助金の追加措置により、来年度予定しておりました稲田中学校の耐震化を含めた施設整備工事費を前倒しして実施するための経費として2億2,140万円を新たに計上いたしました。

公債費で、市債の繰上償還による1億7,828万円を計上するもののほか、今後の支出見込みにより補正するものを主な内容としているところであります。

なお、今回の歳入歳出予算補正の調整によりまして、財政調整基金への積立金1億4,300万5,000円を減額しており、結果、今回の一般会計補正予算の総額は3億845万9,000円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は282億4,490万2,000円となるものであります。

後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶といたします。

---

## 開議の宣告

○議長（小藺江一三君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

## 議事日程の報告

○議長（小園江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（小園江一三君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番鈴木貞夫君、12番西山 猛君を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（小園江一三君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期につきましては、去る11月26日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長よりご報告をいただきます。

議会運営委員会委員長 蛭澤幸一君。

〔議会運営委員長 蛭澤幸一君登壇〕

○議会運営委員長（蛭澤幸一君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、11月26日、平成25年第4回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおり、12月3日から19日までの17日間といたしました。

初日の3日は、会期の決定、諸般の報告、上程された議案の説明を受けた後、議案等の一部について質疑、討論、採決を行います。

4日は、議案調査のため休会といたします。

5日は、議案質疑の後、所管の常任委員会への付託となります。

6日と9日は、議事整理のため休会といたします。

10日と11日に常任委員会を開催いたします。

12日と13日は、議事整理のため休会といたします。

16日から18日までの3日間で一般質問を行いまして、最終日の19日は、各常任委員会に付託された議案等の審査結果について各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い終了となります。

以上、ご報告いたします。

○議長（小藺江一三君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの委員長の報告のとおり、本日から12月19日までの17日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から12月19日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

---

### 諸般の報告について

○議長（小藺江一三君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議員の辞職についてご報告申し上げます。

去る11月19日、上野 登君から、11月30日限りで議員を辞職したい旨の議員辞職の願い出がありましたので、地方自治法第126条のただし書きの規定により、11月25日、願い出のとおりこれを許可いたしました。したがって、笠間市議会議員の現在数は23名となります。

次に、市長から、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分の報告が提出されておりますので、既に議案とともに配付してございますから、ご了承ください。

次に、9月の定例会において議決された「地方税財源の充実確保」を求める意見書について、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書、及び教育予算の拡充を求める意見書については、去る9月26日をもって内閣総理大臣及び各関係大臣並びに茨城県知事宛に送付いたしましたので、ご報告申し上げます。

---

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（小藺江一三君） 日程第4、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて、ないし諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第4号から諮問第7号、人権擁護委員候補者の推薦に意見を

求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて法務大臣に候補者を推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては現在13名の方々が人権擁護委員として活動されております。

本諮問は、4名の人権擁護委員が26年3月31日をもって任期満了となりますので、多川伸子氏を再度推進し、新たに中村章一氏、仲村春美氏及び菅谷光男氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでありますので、よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第4号ないし諮問第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

---

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

（損害賠償の額を定め和解することについて）

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて

（平成25年度笠間市一般会計補正予算（第4号））

○議長（小藺江一三君） 日程第5、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）及び報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市一般会計補正予算（第4号））についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第7号及び報告第8号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの報告は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額を定め和解することについて及び平成25年度笠間市一般会計補正予算（第4号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 報告第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

次のページの専決第12号、専決処分書によりましてご説明申し上げます。

交通事故で生じた損害につきまして、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、下記のとおり平成25年10月15日専決処分したものでございます。

和解の相手方でございますが、笠間市笠間2128番地2、齋藤美奈子氏でございます。

まず事故の発生状況でございますが、平成25年1月10日木曜日午前8時ごろ、職員が公用車で、国道50号線稲田西念寺歩道橋付近を桜川市方面に向い走行中、左前方を走行していた原動機付自転車を追い越した後、左折したところ、当該原動機付自転車と接触したも

のでございます。

損害賠償額でございますが、責任割合は市側が100%、相手方はゼロ%ということで、相手方へ計263万7,926円の支払いを行うものでございます。

内訳といたしましては、医療機関へ直接支払う治療費といたしまして154万861円、医療機関への通院費としまして2万2,065円、家事困難に伴う休業損害費としまして28万5,000円、慰謝料としまして79万円という内訳になっております。

なお、実費相当の治療費以外の項目につきましては、全国の各市が加入している公益社団法人全国市有物件災害共済会の基準に基づいて認定されたものであります。

専決理由につきましては、上記事故について速やかに示談措置をし、賠償金を支払う必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、報告第8号 平成25年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてご説明申し上げます。

これは平成25年11月15日付で専決処分いたしましたものでございます。

補正予算書の1ページをごらんください。

本補正予算は、来年4月から消費税率が8%に引き上げられることに伴いまして、笠間学校給食センター配送業務委託に係る債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

3ページをお開きください。

第1表、債務負担行為補正でございます。

笠間学校給食センター給食配送業務委託につきまして、期間を平成26年度から平成30年度まで限度額を7,733万4,000円としておりましたが、限度額を8,000万円に補正するものでございます。

以上で、平成25年11月15日付で専決処分いたしました平成25年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（小園江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

大関君。

○20番（大関久義君） 専決処分12号の件でちょっとお聞きしたいのですけれども、こういう単純な事故が多くなっているような気がするんです。というのは、以前にもバックして、後ろに車がいたのを気がつかないでぶっつけたとか、今回などは、追い越して左折するのは、当然走っているのを見て行くわけですから、こういうようなことも、あったことはしょうがないと、専決処分はしょうがないと思うのですけれども、そういう形の中で少し職員に対するそういうものを提起する必要があるんじゃないかなと思っておりますので、それらについてどういうふうに考えているのかだけお尋ねしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

○総務部長（阿久津英治君） ただいまのご質問にお答えします。

職員の交通事故につきましては、十分注意するように、朝の朝礼等などにおきましても毎日呼びかけたり、そういうことで起こらないような体制をとっております。十分注意するように、時を見つけては呼びかけております。

○議長（小藺江一三君） 10番鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） 今の回答についての質問ですけれども、口頭で注意という話がありましたね。実際、私のケースをとってみますと、途中で50歳過ぎてからオートバイ等大型の免許を取ったのですよ。このときに自動車学校にもう1回行きました。行ったときに、実地訓練はもちろんですけれども、法令あるいは実際の事故の起こるケース、これを何度も見せられたり、講義を受けたりしたんです。このような、例えば自動車学校でやるような教育をいま一遍やるべきだと思うのですよ。

私はこれ常々思っていたのです。ただ単に口頭でやるようではちょっと生ぬるい、事故の発生件数が非常に多いのではないかと、割合が多いのではないかと考えているんですけれども、どうでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

○総務部長（阿久津英治君） そういった部分につきましては、特に新採職員が入ったとき、公用車の運転をする上に当たって、安全運転管理者として安全運転の講習会、そして大会等に特に若い職員については優先的に参加していただいて、そういう部分での交通安全の励行に努めるような、そういった研修も行っております。

○議長（小藺江一三君） その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）及び報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市一般会計補正予算（第4号））は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。



初めに、報告第7号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第8号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

### 議案第81号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

○議長（小園江一三君） 日程第6、議案第81号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第81号 笠間市税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小園江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 議案第81号 笠間市税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成25年度税制改正のうち、金融所得課税の一体化及び個人住民税の年金特別徴収制度の見直し等に係る分について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことによる改正となります。

6ページからの新旧対照表により、今回の改正内容をご説明いたします。

まず、6ページをごらんください。

第3条の2、笠間市行政手続条例の適用除外の改正内容ですが、国税においては平成23年度税制改正の中で国税通則法が改正され、平成25年1月1日以後に行う許認可等を拒否

する処分または不利益処分について、課税庁は行政手続法の規定に基づき理由を示すこととされております。その一方で、行政手続法が適用されない地方公共団体につきましては、それぞれ各地方公共団体が行政手続条例を定めております。

税に関する手続につきましては、市税条例におきまして、改正前の国の規定と同じよう行政手続条例のうち申請に対する処分及び不利益処分の規定を適用しないよう除外規定を設けておりましたが、市税条例といたしましても、国の対応に準じ処分の理由を示す改正内容としております。

次に、第33条第5項につきましては、金融所得課税の一体化を目的として地方税法が改正されたことに伴い、引用法令の条項ずれがありますので、条項の繰り下げを行っております。

続きまして、平成28年10月1日以後の公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収について、次の措置を講ずる改正がなされております。

第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収ですけれども、1項1号を削除し、特別徴収対象年齢所得者が賦課期日後に本市の区域外に転出した場合においても、特別徴収を継続するという改正になります。

7ページをごらんください。

第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等の改正ですけれども、現行制度では公的年金からの個人住民税の特別徴収については、個人市民税の免税額が6月に決定し、その後、8月に年金保険者（日本年金機構とか）に通知して実施することから、年6回の支給月のうち、4月、6月、8月を仮徴収、10月、12月、2月を本徴収としてそれぞれの税額を算定しております。

そこで、このうち仮徴収税額は前年度の2月の本徴収税額と同額とされていまして、免税額が前年よりも大きく変動しますと本徴収税額と仮徴収税額に差が生じ、翌年度以降もこの不均衡を平準化することができず、本徴収税額と仮徴収税額との乖離がそのまま続くことになっていました。

それを解消するため、仮特別徴収税額を市が特別徴収対象年齢年金者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合計額の2分の1に相当する額とする改正になります。これにより、免税額が2年連続で同額の場合、徴収される額が一定になり平準化されることになります。

続いて、8ページ、9ページをお開きください。

軽自動車税に係る改正内容ですけれども、第87条につきましては、地方税法施行規則における様式を現行の様式号数に訂正したものでございます。

第90条につきましては、身体障害者福祉法の法律番号を記載し、第4項において身体障害者等に対する減免措置の申請方法を現状に照らして改正した内容であります。

10ページ、附則に移りまして、まず、第6条及び第6条の2につきましては、新設され

た附則第19条の2及び附則第20条の2が繰り上げられ附則第20条としたことにより、規定内容を整備したものでございます。

12ページをごらんください。

附則第7条の4であります。規定の新設にあわせて引用条項を追加したものとなります。ここからは個人投資家が税負担に左右されずに金融商品を選択できるよう、特定公社債等の利子及び譲渡損益について、上場株式等の配当及び譲渡損益と同じ税率及び課税方式とし、これらの中で損益通算等を行うことができるようにする改正となります。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例でございますが、平成28年1月1日以後に納税義務者が支払いを受けるべき一定の特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外した上、配当割の課税対象とする改正に伴う文言整理であり、これを申告した場合には分離課税の対象とする改正になります。

また、所得割配当所得を配当所得等と文言を整理しております。

次に、14ページをごらんください。

附則第19条以降につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度の見直しがされております。上場株式等に係るものと非上場株式等に係るものの譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税、一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に組み替えすることに伴う改正となります。

現行より細分化され、損益通算できるものも改組されることとなります。

次に、16ページをごらんください。

附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例規定の新設になりますが、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とすることにより、平成28年1月1日以後に源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等について、納税義務者が申告した場合には所得割の課税対象とし、市民税分3%の税率による分離課税とする規定を設けております。

16ページから24ページにかけては、改正前の附則第19条の2から附則第20条については、単に課税標準の計算の細目を定めているものであることから、条例の性格を踏まえ削除しております。

24ページをごらんください。

改正前の附則第20条の2を全条削除に伴い、附則第20条に繰り上げております。あわせて改正に伴う文言整理をしております。

次に、25ページから27ページ及び30ページの改正前の附則第20条の3及び附則第20条の5も削除しております。

27ページをごらんください。

附則第20条の2につきましては、改正前の附則第20条の4が条項を削除されたことによ

り繰り上げております。この条項につきましても、平成28年1月1日以後に納税義務者が支払いを受けるべき特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外した上、配当割の課税対象とする改正に伴う文言整理、引用条文、引用条項整理となっております。

次に条文改正分に戻っていただきまして、4ページ及び5ページをごらんください。

改正条例の附則につきましては、第1条に施行日を規定しております。1号は理由の付記と軽自動車税関連で公布の日としております。

2号は年金の特別徴収関係で、平成28年10月1日施行で、3号につきましては金融証券税制改正で、平成29年1月1日施行、第2条には経過措置を規定しております。

以上で笠間市税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 議案第82号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第7、議案第82号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第82号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 議案第82号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本案は、厚生年金保険法等の改正に伴い笠間市手数料条例の一部を改正するものです。

新旧対照表によりご説明いたします。

現行第5条第3項第4号、厚生年金保険法第95条または第172条の規定による申請において、下線部分の「または第172号」を削除するものであります。

この法律改正の内容でございますが、厚生年金基金及び企業年金連合会に係る規定を削除することとしたことから、第172条に規定してあります厚生年金基金及び企業年金連合会の文言を削除することにより、第172条が削除されたものであります。

以上をもって説明を終わらせていただきます。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第83号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第8、議案第83号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第83号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正をするものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 議案第83号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が改正され、同法の適用対象者が拡大されたこと等に伴い、引用法令名及び市営住宅の入居資格につき所要の改正をするものでございます。

新旧対照表にてご説明申しますので、2ページをお開き願います。

第5条第1項第2号イ（ウ）の中の（イ）を第2号イ（イ）に改め、同号クの中の保護の次に「等」を加え、被害者で（ア）または（イ）を被害者または配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係のある相手からの暴力を受けた者での次に改め、同号ク（ア）の中の第3号の次に「配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む」を加え、同号ク（イ）の中の配偶者暴力防止等法第10条の第1項の次に「配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む」を加えるものでございます。

附則といたしまして、平成26年1月3日から施行するものであります。

以上で、議案第83号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。

11時10分より再開いたします。

午前10時54分休憩

午前11時10分開議

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長より発言を求められておりますので、許可いたします。

小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 先ほどの議案第82号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について、説明の中で間違いがありましたので訂正いたしたいと思えます。

笠間市手数料条例等と申しあげました「等」を削除したいと思えます。

それから、新旧対照表の説明の中で、第95条または「第172号」と申しあげましたので、「号」を「第172条」と訂正させていただきます。

失礼しました。

---

#### 議案第84号 笠間市公共下水道条例等の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第9、議案第84号 笠間市公共下水道条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第84号 笠間市公共下水道条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、消費税法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、上下水道部長から説明させますので、よろしく願ひいたします。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

○上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第84号 笠間市公共下水道条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、消費税法の一部を改正する法律が平成26年4月1日に施行されることを受け、消費税率に関し、現行の数値による表現から固有の表現に変え、柔軟に適用するよう改正するものでございます。

新旧対照表を用いてご説明申し上げます。

3ページをお開き願ひます。

公共下水道条例の新旧対照表でございます。右側が現行の条文で使用料の算定方法の中で消費税分を1.05と数値を表現しているものを、左側の改正案で消費税等相当額を加算し

た額とし、消費税率等の改正に円滑かつ柔軟に対応するよう改めるものでございます。

同様に、農業集落排水、水道、工業用水道の各事業においても改めるものでございます。

なお、附則としまして、公布の日から施行することとなります。

以上で議案第84号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第85号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第10、議案第85号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第85号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、消防法施行令の一部を改正する政令の公布に伴う所要の改正をするものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 消防長小森 清君。

〔消防長 小森 清君登壇〕

○消防長（小森 清君） 議案第85号についてご説明申し上げます。

今回の笠間市火災予防条例の一部改正につきましては、消防用機器等の市場への違法な流通を防止するため、消防用機器等の検定制度の見直しを図られ、消防法施行令の一部改正が行われたことによるものでございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表、右側中段をごらんください。

住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準を定めた第29条の4第4項2行目にお示しのとおり、消防法施行令の第37条第7号から第7号の3までを左側改正案のとおり、第37条第4号から第6号までに改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

以上で火災予防条例の一部改正についての説明を終了いたします。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第86号 笠間市鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第11、議案第86号 笠間市鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第86号 笠間市鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、鳥獣による農林水産業等にかかわる被害の防止のための特別措置に関する法律の規定に基づき、笠間市鳥獣被害対策実施隊を設置するため制定するものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長神保一徳君。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

○産業経済部長（神保一徳君） 議案第86号 笠間市鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例についてご説明いたします。

本条例案は、平成24年3月の鳥獣に関する農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律の一部改正により、有害鳥獣対策実施隊を設置した際の隊員や財政に関する優遇措置が拡大されたことから、これまでの有害鳥獣捕獲隊にかえて有害鳥獣対策実施隊を設置するための所要の規定を定めたものでございます。

まず、議案書の1ページをお開きください。

条例は全7条で構成されており、第2条で実施隊の任務、第4条では実施隊の身分は地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職と定めるなど、実施隊を設置する際の基本的な条項を定めてございます。

次に、3ページの新旧対照表をお開きください。

実施隊員の報酬を支払うため、附則の第2条で笠間市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、鳥獣被害対策実施隊員の報酬について、セーフティサポーターの次に加えてございます。

なお、本条例の施行日は平成26年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第87号 字の区域の変更について

○議長（小藺江一三君） 日程第12、議案第87号 字の区域の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。



市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長(山口伸樹君) 議案第87号 字の区域の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、県営畑地帯総合整備事業小原地区の施行に伴い、小原地区の字の区域に変更の必要が生じたため、字界の変更を行うものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長(小藺江一三君) 産業経済部長神保一徳君。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

○産業経済部長(神保一徳君) 議案第87号 字の区域変更についてご説明申し上げます。

本案は、県営事業により施行しております小原地区の畑地帯総合整備事業に伴い、字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

変更が必要な区域につきましては、議案書の字界変更位置図を添付しておりますが、6ページをお開きください。

6ページの1から3までの3カ所で青い線が変更前の字界、赤い線が変更後の字界となっております。その後、7ページから9ページにかけて字界変更図の詳細を添付しております。

小原地区の受益面積約60ヘクタールのうち、約18ヘクタールが字の区域変更となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(小藺江一三君) 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第88号 指定管理者の指定について(笠間市いこいの家「はなさか」)

○議長(小藺江一三君) 日程第13、議案第88号 指定管理者の指定について(笠間市いこいの家「はなさか」)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長(山口伸樹君) 議案第88号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市いこいの家「はなさか」の指定管理者の指定を行うため提出するものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長(小藺江一三君) 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 議案第88号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間市いこいの家「はなさか」、指定管理者となる団体の名称については、埼玉県さいたま市桜区田島9丁目31番1号株式会社セイウン、代表取締役片山福根であり、指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間でございます。

今回の指定につきましては、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、去る10月8日に選定審議会が開催され、審議の結果、提案された事業計画書が施設の設置目的に合致し、地域福祉の向上及び施設管理を安定して行う能力を有しており、他類似施設の管理運営の実績及び利用者の増加に向けた事業計画を総合的に評価し、株式会社セイウンが適当と判断され指定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第89号 工事請負契約の変更について（笠間支所改修工事）

○議長（小藺江一三君） 日程第14、議案第89号 工事請負契約の変更について（笠間支所改修工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第89号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 議案第89号 工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年第2回臨時議会議案第60号として議決を得た工事請負契約について、下記のとおり変更するものであります。

工事名は笠間支所改修工事でございます。

施工箇所は笠間地内の旧笠間法務局跡地でございます。

主な変更につきましては、地下配管スペースに外部からの浸水が確認できたことから、今後の適正な調査保全をするために防水工事を追加施工をいたします。

また、建物南側駐車場の舗装や集水桝など、当初は現存物の利用を計画しておりましたが、現場を再確認いたしましたところ、劣化等が進んでいるものについては更新をいたします。

次に、契約についてでございますが、11月20日に見積合わせを行いました結果、翌日、11月21日に仮契約を締結したところであります。

契約金額が現契約1億7,115万円を、今回変更による273万円を増額し1億7,388万円を供するものでございます。

契約の相手方でございますが、水戸市五軒町2丁目2番7号、株式会社葵建設工業でございます。代表取締役、栗原英則でございます。

以上で議案第89号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第90号 平成25年度笠間市一般会計補正予算（第5号）

議案第91号 平成25年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第92号 平成25年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第93号 平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第94号 平成25年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第95号 平成25年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）

議案第96号 平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（小藺江一三君） 日程第15、議案第90号 平成25年度笠間市一般会計補正予算（第5号）ないし議案第96号 平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）までの7件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第90号 平成25年度笠間市一般会計補正予算（第5号）から議案第96号 平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は平成25年度の補正予算であり、一般会計のほか特別会計4会計、企業会計2会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小園江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 議案第90号 平成25年度笠間市一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

平成25年度笠間市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億845万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ282億4,490万2,000円とするものでございます。

8 ページをお開きください。

第2表繰越明許費でございますが、稲田中学校施設整備事業2億2,140万円の繰越明許費を設定するものでございます。

9 ページをごらんください。

第3表債務負担行為補正でございますが、緊急雇用創出事業による市街地活性化基礎調査事業外5事業につきましては、本年度あるいは来年度から事業を実施するため、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

10ページをお開きください。

第4表地方債補正でございますが、北山公園整備事業債につきましては、事業費に係る国庫補助金が増額となりましたので、財源として充てておりました市債の限度額を減額するものであります。

市道整備事業債の幹線道路整備事業等狭隘道路整備等促進事業につきましては、起債対象事業費の補正に伴い限度額を変更するものであり、稲田中学校施設整備事業債は校舎の耐震化及び改修事業の本年度事業採択に伴い限度額を増額するものであります。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明を申し上げます。

まず、歳入予算ですが、13ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金3,616万2,000円の増は、障害者自立支援給付費及び保育所運営費の増額に伴う国庫負担金の増でございます。

14ページをお開きください。

上段の2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金8,791万2,000円の増は、稲田中学校校舎の耐震補強及び改修工事に係る学校施設環境改善交付金が主なものでございます。

5目総務費国庫補助金4,693万7,000円の増は、地域の元気臨時交付金の2次決定額が示されたことから増額するものでございます。

3項委託金、1目総務費委託金5,303万4,000円の増は、地域クラウドモデル構築委託金の増が主なもので、現在構築中のプラットホームに関し、総務省から追加設計の依頼があったことから増額をするものでございます。

17ページをお開きください。

21款市債、1項市債、5目教育債1億3,450万円の増は、稲田中学校校舎の耐震化及び改修工事の財源として起債額を増額するものであります。

続きまして、歳出予算の主なものにつきましてご説明いたします。

19ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費3,273万4,000円の減は、非常用自家発電設備について、来年度に予定しております教育庁舎の新設とあわせて実施することがより効率的、経済的であることから、13節委託料の500万円、及び15節工事請負費の3,000万円を減額することが主なものでございます。

6目企画費5,615万5,000円の増でございますが、ページをめくっていただきまして20ページでございます。13節委託料の地域クラウドモデル構築業務委託料5,300万円の増が主なものでございます。

8目笠間支所費1,502万1,000円の増は、笠間支所の移転に伴いまして案内標識を変更する必要があることから、15節工事請負費に516万3,000円、また、庁舎用備品として18節備品購入費に858万9,000円を措置したものが主なものでございます。

21ページをごらんください。

14目基金費1億4,239万5,000円の減につきましては、今回の補正による歳入歳出予算の調整により、財政調整基金積立金の積立額の減額が主なものでございます。

23ページをお開きください。

下段の3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費4,228万7,000円の増は、ページをめくっていただきまして障害者自立支援給付費4,080万円の増が主なものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費3,037万7,000円の増は、入所児童数の増加により、19節保育所入所負担金が3,152万4,000円増額になりましたことが主なものでございます。

28ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費1,769万1,000円の増は、19節自治金融、振興金融保証料補給補助金1,750万円の増が主なものでございます。

33ページをお開きください。

9款教育費、3項中学校費、3目学校建設費2億2,140万円の増は、国庫補助事業として本年度事業採択されたことにより、稲田中学校校舎の耐震補強及び改修工事に係る委託料540万円及び工事請負費2億1,600万円でございます。

35ページをお開きください。

11款公債費、1項公債費、1目元金1億3,785万5,000円の増でございますが、茨城県市町村振興資金に係る市債の繰上償還が認められたことから、将来負担の軽減のため繰上償還を行うものでございます。

以上で、平成25年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長安見和行君。

〔保健衛生部長 安見和行君登壇〕

○保健衛生部長（安見和行君） 議案第91号 平成25年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,006万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億8,770万8,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。

7 ページをお開き願います。

まず、歳入についてでございますが、1 款、1 項、1 目一般被保険者国民健康保険税8,400万円の減は、医療給付分、後期高齢者支援分、介護給付金分、それぞれの滞納繰越調定見込額等の減によるものでございます。

10 款、1 項、1 目繰越金2億3,269万1,000円の増は、平成24年度決算繰越金であります。

次に、8 ページをお開き願います。

歳出についてでございますが、9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金1億2,542万3,000円の増は、平成24年度の精算に伴う国庫負担金及び県負担金の返納金であります。

以上で、議案第91号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 議案第92号 平成25年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,570万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,501万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず、歳入、7 ページをお開き願います。

3 款国庫支出金、1 項、1 目介護給付費負担金2,429万3,000円及び2 項、1 目調整交付金741万4,000円の増、4 款支払基金交付金、1 項、1 目介護給付費交付金4,300万4,000円、続いて8 ページ、5 款県支出金、1 項、1 目介護給付費負担金2,390万円、7 款繰入金、1 項、1 目介護給付費繰入金1,853万5,000円の増は、歳出の保険給付費の増額に伴い、それぞれの負担割合に応じて増額計上が主なものとなっております。

続いて、歳出につきまして、9 ページをお開き願います。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費1,843万円、5 目施設介護サービス給付費1億330万円、9 目居宅介護サービス計画給付費660万円、合計

しまして1億2,833万円の増、及び10ページ、4項、1目高額介護サービス費1,000万円の増は、介護給付サービス利用者の増加に伴うものであります。

12ページをお開き願います。

5款基金積立金、1項、1目介護給付費準備基金積立金3,065万8,000円の減は、保険給付費の増額に伴い基金への積み立てを減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

○上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第93号及び議案第94号をご説明申し上げます。

初めに、議案第93号 平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ2万7,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ30億8,324万7,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正でございます。

5ページをお開き願います。

第2表の地方債の補正でございますが、公共下水道事業債の限度額を3億5,760万円から3億5,600万円に変更するものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目受益者負担金2,183万9,000円の増額は、一括納付の増加によるものでございます。

6款繰入金、1項、1目一般会計繰入金は1,359万1,000円の減額と、2項基金繰入金、1目下水道事業基金繰入金1,359万1,000円の減額は、受益者負担金の増額によるものでございます。

8款諸収入、1項、1目雑入614万4,000円の増額は、消費税還付金でございます。

9ページをごらんください。

9款市債、1項市債、1目下水道事業債は160万円を減額するものでございます。

10ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款下水道費、1項、1目下水道総務費573万7,000円の減額は、主に消費税の確定によるものでございます。

2目下水道管理費394万円の増額は、那珂久慈汚泥焼却炉施設維持管理費負担金が主なものでございます。

2項下水道建設費、1目下水道建設事業費177万円の増額は、受益者負担金の一括納付に

対する納期前納付報奨金の増加によるものでございます。

以上で議案第93号の説明を終わります。

次に、議案第94号 平成25年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,332万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億8,869万4,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正でございます。

5ページをお開き願います。

第2表の地方債の補正でございますが、農業集落排水事業債の限度額を1億1,860万円から1億810万円に変更するものです。

補正予算の主なものにつきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目農業集落排水事業分担金55万円の減額は、友部北部地区農業集落排水事業費分担金でございます。

5款繰入金、1項、1目一般会計繰入金は375万8,000円の減額を見込んでおります。

7款諸収入、1項、1目雑入148万4,000円の増額は、消費税還付金が主なものでございます。

8款市債、1項市債、1目農業集落排水事業債1,050万円の減額は、事業費確定見込みによるものでございます。

9ページをごらんください。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1項、1目農業集落排水施設管理費の27節公課費261万4,000円の減額は、消費税の確定によるものでございます。

2項、1目農業集落排水建設費の22節補償、補填及び賠償金1,100万円の減額は、水道管移設補償費でございます。

2款公債費、1項公債費、1目元金10万1,000円の増額は、繰上償還によるものでございます。

以上で、議案第94号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 市立病院事務局長打越勝利君。

〔市立病院事務局長 打越勝利君登壇〕

○市立病院事務局長（打越勝利君） 議案第95号 平成25年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。



第2条の債務負担行為でございます。

病院給食業務委託について債務負担行為を定めるもので、期間が平成26年度から平成28年度までの3カ年間でございます。限度額が2,812万6,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

○上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第96号 平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入でございます。

1款水道事業収益、2項営業外収益を624万9,000円減額し7,478万5,000円に補正するものでございます。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用を555万6,000円増額し16億4,862万4,000円に補正するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億5,739万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額912万7,000円、減債積立金2,913万8,000円、過年度分損益勘定留保資金4億1,912万7,000円で補填するものとするに改め、予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入でございます。

1款資本的収入、4項工事負担金を2,369万5,000円減額し2,767万8,000円に補正するものでございます。

支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費を3,076万8,000円減額し1億9,981万5,000円に補正するものでございます。

2ページをお開き願います。

第4条の他会計からの補助金でございます。予算第10条中収益的収入（2）高料金対策補助金6,270万1,000円を5,493万4,000円に、収益的収入（5）公営企業会計制度改正対応補助金23万7,000円を23万5,000円に改めるものでございます。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益、2項営業外収益、1目受取利子及び配当金152万円の増額は、預金利

子の増によるものでございます。

2目他会計補助金776万9,000円の減額は、高料金対策会計制度改正対応補助金の減によるものでございます。

6ページをお開き願います。

支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費537万円の増額の主なものは、16節委託料の水道情報管理システム作成業務委託の増及び20節動力費の配水施設の電気料の増によるものでございます。

7ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款資本的収入、4項工事負担金、1目補償工事負担金2,369万5,000円の減額は、下水道等の補償工事費の減によるものでございます。

次に、支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設改良費3,078万8,000円の減額は、建設改良工事及び下水道補償工事等にかかわるもので、主なものは補償工事費の減及び入札差金によるものでございます。

以上で、議案第96号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

## 散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は12月5日に開きますのでご参集ください。ご苦労さまでした。

午前11時53分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署名議員 鈴木 貞 夫

署名議員 西 山 猛